

# 魅力あふれる群馬の 未来を創生する政策要求

平成30年6月

群 馬 県



群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

人口減少や東京一極集中という大きな課題に対し、国では、「総合戦略」に基づき、地方における安定した雇用の創出や、新しいひとの流れをつくるための施策に、積極的に取り組まれています。

本県においても、人口減少対策を土台とし、「限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する」を基本理念として、平成28年3月、第15次総合計画を策定しました。計画の3年目を迎えた平成30年度も、「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり」「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」「恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり」の3つの基本目標のもと、群馬らしさを活かした豊かな社会が実現できるよう、各種施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

今回の政策要求は、総合計画を推進し、群馬の未来を切り拓くため、特に課題となっている重要な事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、平成31年度の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県知事 **大澤正明**



# 目 次

## ■ 地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり

- 1 子ども・子育て支援新制度の推進について . . . . . 1
- 2 医師の偏在解消に向けた取組について . . . . . 2
- 3 介護人材確保対策について . . . . . 3
- 4 若者のU・Iターン就職の推進について . . . . . 4
- 5 障害者の自立のための環境整備の推進について . . . . . 5
- 6 中小企業・小規模事業者の働き方改革推進について . . . . . 7
- 7 外国人材の活用促進について . . . . . 8

## ■ 誰もが安全で安心できる暮らしづくり

- 8 子どもの貧困対策推進について . . . . . 10
- 9 本白根山噴火を契機とした火山災害対策の強化について . . . . . 11
- 10 認知症施策の加速的な推進について . . . . . 13
- 11 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について . . 14
- 12 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について . . . . . 15

## ■ 恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり

- 13 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について . . . . . 16
- 14 ユネスコ「世界の記憶」上野三碑への支援について . . . . . 17
- 15 農畜産物等に対する諸外国の輸入規制の早期解除について . . . . . 18
- 16 野生鳥獣被害対策の取組強化について . . . . . 19
- 17 コンベンション施設の整備推進について . . . . . 21
- 18 ぐんまの未来創生に向けた社会基盤づくりの推進について . . . . . 22
- 19 八ッ場ダム及び上信自動車道の早期完成について . . . . . 25
- 20 高齢者が運転免許返納後でも安心して外出できる移動手段の確保について . . 26

## ■ 群馬県総合計画を推進するために必要な事項

- 21 地方財政の充実・強化について . . . . . 28



---

# 1 子ども・子育て支援新制度の推進について

〔内閣府、厚生労働省、文部科学省〕

---

子ども・子育て支援新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的としており、人口減少社会に対する取組においても主要な施策の一つである。

また、国や本県の調査では、経済的理由により、理想とする子どもの数を実現できないと考える保護者が多いことから、子育て世帯の幼児教育・保育に係る費用負担の軽減を一層拡充することが必要である。

なお、今後の新制度の推進に際しては、幼児教育・保育等に携わる質の高い人材の養成確保や働きやすい勤務環境も求められるところである。

については、新制度等の円滑な推進のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新制度における「量の拡充」と「質の向上」に係る施策の一層の充実のため、必要な財源を早急に確保すること。
- 2 幼児教育の無償化に際しては、国の責任において、地方負担分も含め安定財源をしっかりと確保すること。
- 3 保育士等の人材確保のために、一層の処遇改善を図るとともに、キャリアアップ研修制度については、施設や職員の負担に配慮できるよう、現行の実施方法に加え、eラーニングや通信教育による実施などの柔軟な対応も認めること。
- 4 質の高いサービスの提供及び保育士等の勤務環境の改善のため、保育所等における1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の充実を図ること。

(こども未来部)

---

## 2 医師の偏在解消に向けた取組について

〔厚生労働省、文部科学省〕

---

医師数は増加しているものの、全国的な地域や診療科の偏在は依然として解消されておらず、特に若手医師の確保・定着等に向けた有効な対策が求められている。

また、新たな専門医制度が平成30年4月から開始されたが、都市部の病院等に医師が集中し、都市部と地方とで医師の偏在が拡大するとともに、外科や整形外科など専攻する医師が極端に少ない診療科が発生している県も出ていることから、地域医療提供体制の弱体化等が憂慮される。

については、医師の地域偏在と診療科偏在を解消し、全ての住民が安全・安心な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について都道府県等の意見を十分に取り入れて、特段の措置を講じられたい。

- 1 新たな専門医制度について、国として、日本専門医機構による制度運営に積極的に関与し、医師偏在状況を検証するとともに、地域の実状に応じた専攻医の定員設定などを行うこと。
- 2 医師の偏在状況を示す「医師の数に関する指標」の策定に当たっては、都道府県等の実状が十分に反映される指標とすること。
- 3 医学部定員の臨時定員増の措置に関して、平成32年度以降においても、地域の実状に応じた定員の確保を図ること。

(健康福祉部)



---

### 3 介護人材確保対策について

---

〔厚生労働省〕

介護職は他産業との賃金格差が大きく、将来の展望を持ちづらいことなどが影響し、参入と定着が進まない状況となっている。

こうした状況の中、本県では、介護人材の定着を促進するため、平成21年度に「ぐんま認定介護福祉士」制度を創設し、介護現場で中核となる人材の育成とキャリアアップに努めてきたところである。

国は新しい経済政策パッケージにおいて、更なる介護職員の処遇改善の方針を示したところであるが、少子高齢化の進展による労働力人口の減少により、介護人材の確保はますます困難を極めると予想されることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 認定介護福祉士を法的に位置付けるとともに、介護職の専門性と役割分担を明確にし、専門性の高い人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。
- 2 介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実につながることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保すること。

(健康福祉部)

---

## 4 若者のU・Iターン就職の推進について

---

〔厚生労働省〕

国・地方を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組んでいるものの、人口減少、東京一極集中及び企業の人手不足は深刻となっており、「地方への新しいひとの流れをつくる」取組が喫緊の課題となっている。

特に、進学や就職を機に地方から都市部へ転出する若者が多く、地方における人口減少の原因の一つとなっており、群馬県においては、県外の大学等に進学した学生のうち、就職する際に群馬に帰ってくる若者は約3割と推計されている。

この課題に対応するためには、若者のU・Iターン就職を促進していく必要があり、きめ細かな就労支援など、若者の雇用対策を積極的に進めることが重要である。

については、国においても、若者のU・Iターン就職を後押しするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 県外に若者が流出している現状を打破するため、地方企業への若者のインターンシップ実施推進をはじめ、地方の企業が若者に対して魅力を発信する機会や、若者と地方の企業とのマッチングの場を数多く創出するなど、地方での就職を促進させる支援策を充実・強化すること。
- 2 きめ細かな就労支援を実現するため、若者の就職を支援するワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）に対する運営支援や若年者地域連携事業の充実・強化を図るなど、若者雇用対策を充実すること。
- 3 地方公共団体が実施する職業紹介事業に対し、ハローワークと同等の求人情報を提供すること。

（産業経済部）

---

## 5 障害者の自立のための環境整備の推進について

〔厚生労働省、文部科学省、総務省〕

---

近年、特別支援学校の児童生徒数や求職障害者数が増加傾向にある中で、障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実のほか、社会福祉施設等における生活支援など、総合的な対策を行う必要がある。

また、障害者法定雇用率が、平成30年4月から2.2%となり、さらに3年以内に2.3%まで引き上げられ、雇用義務の対象がより小規模な企業に拡大されることから、中小企業を中心とした企業に対する支援施策のさらなる充実が求められる。

については、障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 特別支援学校の高等部において、職場開拓や就労を支援する専任教員の定数配置を行うこと。
- 2 特別支援学校の高等部整備について、小・中学部と同等の支援とし、国庫補助予算額の確保を行うこと。
- 3 障害者を雇用する中小企業等に対する助成金等の拡充を図ること。
- 4 民間企業の障害者実雇用率について、都道府県における施策実施に資するよう、事業所所在地毎の集計結果を公表すること。
- 5 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において支援対象としている障害者について、障害者手帳の有無にかかわらず雇用が促進されるよう、法

定雇用率制度の見直しも含め検討を行うこと。

- 6 就労系事業所や居住の場であるグループホーム等について、地域のニーズを踏まえた計画的な整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策の充実を図ること。

(教育委員会)

(産業経済部)

(健康福祉部)

---

## 6 中小企業・小規模事業者の働き方改革推進について

〔厚生労働省、経済産業省〕

---

人口減少・少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中、労働参加率を向上させ、経済活力の維持・向上を図るためには、働き方改革への対応が喫緊の課題となっている。

しかし、地方の中小企業・小規模事業者においては、働き方改革についての情報が十分に行き渡っておらず、人手不足が深刻な中での働き方改革への対応は困難との声も聞かれるところである。

また、地方の中小企業・小規模事業者では、納期等の面での発注者側の協力や、取引慣行の見直しがなければ働き方改革が進まず、また生産ロットや工事等の規模が小さいため、設備投資やICT導入による生産性向上には限界があるとの声も多い。さらに、大企業における働き方改革のしわ寄せが地方の中小企業・小規模事業者に及ぶことを懸念する声もある。

については、地方の中小企業・小規模事業者が働き方改革を円滑に推進することができるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 発注者側の協力や取引慣行の見直しといった、業界・サプライチェーン全体での働き方改革の推進について、広域的な業界団体や大企業への周知啓発・働きかけ等を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、IoTやロボット・AI等の導入を適切に指導できるコーディネーターの配置や、中小企業等の人材育成に対する支援を行うこと。

(産業経済部)

---

## 7 外国人材の活用促進について

〔内閣府、法務省、厚生労働省、農林水産省〕

---

人口減少・少子高齢化が急速に進む中、労働力不足への対応は地域経済の活力を維持する上で重要な課題である。

本県においては、製造業を中心に多くの外国人が現場を支える重要な人材として活躍しており、介護や農業などの分野でも、外国人材の活用が進みつつある。

今後、ますます人口減少・少子高齢化が深刻化すると見込まれるため、産業界からは外国人材の更なる活用促進を求める声が寄せられている。

については、国において次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 高度外国人材の積極的な受入れにとどまらない、農業、介護及び宿泊など真に必要な分野における一定の専門性・技能を有する外国人労働者の受入れについて、新たな在留資格に係る具体的な検討を進め早期実現を図ること。
- 2 技能実習制度の適正な実施や技能実習生の保護が図られるよう、次のとおり対策を講じること。
  - (1) 許認可事務や指導監督を行う外国人技能実習機構の体制の充実・強化を図ること。
  - (2) 新たな技能実習制度の下、技能実習生を対象とした技能検定の申請が急増し、都道府県の負担も大幅に増加していることから、実施方法や内容の見直し等も含め、技能検定が円滑に実施されるよう必要な措置を講じること。

- 3 外国人介護人材を円滑に受け入れるため、次のとおり対策を講じること。
- (1) 外国人が介護福祉士国家試験を受験する際に、受験時間の延長や英語等多言語による受験を可能とするなど、資格を取得する際の配慮を行うこと。
  - (2) 介護分野における技能実習生の受入れは、対人サービスとして初めてとなることから、受入れが円滑に進むよう、実習実施者に対する支援体制を整備すること。
- 4 農業分野における外国人技能実習制度については、産地間リレーによる周年雇用や一時帰国による複数年雇用を認めるなど、地域の多様な実情を踏まえた柔軟な制度とすること。

(産業経済部)

(健康福祉部)

(農政部)

---

## 8 子どもの貧困対策推進について

---

〔内閣府〕

国では、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、平成26年8月「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、子どもの貧困対策を国民運動として展開することとしている。

一方、地方公共団体には、国や民間の企業・団体等と協力し地域の状況に応じた施策を策定、実施することが求められており、子どもの貧困に係る調査研究や対策事業を先駆的に始めている地方公共団体も出てきているところである。

今後、本格的に子どもの貧困対策を進めるに当たっては、国・地方公共団体、民間の企業・団体等が連携し、それぞれの役割を果たしながら積極的に取り組んでいくことが効果的と考えられる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地方における独自の取組がより効果的なものとなるよう、「地域子供の未来応援交付金」について、対象事業の拡大など運用の弾力化を図るとともに、予算を恒久化し継続的な財政支援を行うこと。
- 2 より多くのNPO等の活動を支援できるよう、「子供の未来応援基金」拡充のために、一層の啓発を図るとともに、基金への寄付に対する税制上の優遇措置の拡大や寄付金以外の財源確保など、十分な財源を確保できる仕組みを国として構築すること。

(こども未来部)



---

## 9 本白根山噴火を契機とした火山災害対策の強化について

〔内閣府、国土交通省、環境省〕

---

平成30年1月23日に発生した草津白根山の本白根山の噴火では、死者1名、重軽傷者11名など大きな被害が発生した。

草津白根山は常時観測火山であり、気象庁により24時間体制で常時監視・観測されているが、今回の噴火は、想定していた火口とは異なる場所であったため、周辺に監視カメラ等の観測機器は設置されておらず、噴火の迅速な状況把握ができなかった。

111もの活火山を抱える我が国において、火山噴火災害への対策強化は喫緊の課題である。活火山は国立公園をはじめとした自然公園等に数多く位置しており、地域の重要な観光拠点ともなっていることから、国民の生命や財産を守るためにも、速やかな対策強化の実施が望まれる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 水蒸気噴火を含め火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引上げ等の運用改善に結びつけられるよう、常時観測火山における常設の観測拠点や観測項目を増やし、観測体制の充実・強化を行うこと。

また、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。

さらに、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じるとともに、活動状況についても広く周知に努めること。

2 火山研究人材の育成と確保を推進すること。

3 避難計画の策定に当たっては、国職員等を火山地域に派遣し、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を実施するなど、計画完成まで支援を継続すること。

4 浅間山など噴火による広域的な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、大規模噴火を見据え、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画の作成・改訂を行うこと。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が考えられることから、降灰の範囲や降灰量に応じた被害想定を行うとともに、大量降灰の除去・処分方法等の対応策を早期に検討し、進めること。

5 住民はもとより、登山者や観光客等の生命を守るため、地方公共団体及び民間が行う山小屋や登山道でのWi-Fi環境整備、シェルターなどの避難施設や避難路の整備及びハザードマップ・火山防災マップの作成や避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、必要な技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

なお、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

6 現在実施している直轄の火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業については、早期に事業を完成させること。また、噴火に対応した事業が行われていない火山については、早期に事業化すること。

(総務部)

(環境森林部)

(県土整備部)

---

## 10 認知症施策の加速的な推進について

---

〔厚生労働省〕

団塊の世代全てが75歳以上となる2025年には、認知症の人が全国で約700万人になると見込まれており、認知症施策の推進は、国・地方を挙げて取り組むべき、超高齢社会における最重要課題の一つである。

そのため、認知症施策の加速的な推進、認知症の人と家族を地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築が急務であり、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 認知症を正しく理解するための啓発や、不安・偏見解消のための前向きなメッセージをメディア等により強力に発信すること。
- 2 若年性認知症の人がそれぞれの状態に応じた就労を継続できるよう、事業主に対する理解を促進すること。
- 3 認知症の人を介護する家族や施設職員等の介護負担軽減を図るとともに、虐待及び家族等の介護離職を防止するため、認知症に関する介護技術の普及啓発を速やかに行うこと。
- 4 成年後見制度の円滑な利用促進に向け、市民後見人の育成や活用などについて、関係省庁との連携を更に強化すること。
- 5 認知症の人と家族を地域全体で支える体制を構築し、認知症施策を加速化するための法律を制定するとともに、国が十分な財政措置をした上で、各都道府県に新たな基金を創設すること。

(健康福祉部)

---

## 11 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

〔厚生労働省、内閣府、総務省、財務省〕

---

子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものであるが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されている。

群馬県においても、市町村と連携し、中学校卒業までの子どもや、重度心身障害者等の医療費を無料化し、早期受診による慢性疾患の重症化防止などに効果を上げている。

一方、国では、このような医療費助成(現物給付方式)の取組に対して、国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方自治体による子育て環境づくりや障害者等の支援の取組を阻害している。

こうした状況に対して、国では、平成30年度からの未就学児に係る削減措置を廃止したものの、それ以外の削減措置は継続され、国による福祉医療制度創設についての方向性等も示されていない。また、重度心身障害者やひとり親家庭等に係る医療費助成の取組については、十分な検討もされていない。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療制度を早急に創設すること。
- 2 地方の取組の意義と現実を評価し、全ての国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止すること。

(健康福祉部)

---

## 12 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について

---

〔厚生労働省、内閣府〕

未曾有の大災害となった東日本大震災では、災害時における多くの課題が浮き彫りとなり、特に、高齢者や障害者のように配慮を必要とする方々に対する支援については、2次的被害を防ぐために、福祉の機能を確保することの重要性が明らかとなった。

また、熊本地震では、マンパワー不足から福祉避難所が開設できないなど、大規模災害においては、被災県のみならず、周辺の都道府県による広域的な支援が不可欠であることが改めて認識された。

近年、大規模な災害が頻発している中、各都道府県においては、東日本大震災や熊本地震の際に行われた施設の相互応援や福祉専門職の派遣等の経験を踏まえ、災害時の福祉支援ネットワークの構築を進めているところであるが、都道府県の枠を超えた支援を効果的、効率的に実施するためには、広域的な調整機能や、支援の実施内容、手順などの全国的な共通化が不可欠であり、現在、国においては災害時の福祉的支援について、その在り方と標準化の検討を進めていると聞いている。

については、検討を進めるに当たり、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 都道府県域を超えた広域的な支援調整について、国において一元化する仕組みを創設すること。
- 2 災害派遣福祉チームによる支援を災害救助法に基づく支援として明確に位置付けるとともに、派遣元が支弁した費用は、被災自治体を通さない国への直接請求を制度化すること。

(健康福祉部)

---

## 13 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

---

〔文化庁〕

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産である。

世界文化遺産に登録され人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と絹産業遺産群」を次世代に確実に継承するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 構成資産の保存修理について、優先的に予算を確保するとともに、既存の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じること。
- 2 世界遺産の構成資産及び緩衝地帯について、一体的な保全に関する新たな法律を創設するとともに、それらの保全管理に係る財政的支援を検討すること。

(企画部)

---

## 14 ユネスコ「世界の記憶」<sup>こうすけさんび</sup>上野三碑への支援について

[文部科学省、文化庁]

---

やまのうえひ たごひ かないざわひ  
山上碑、多胡碑、金井沢碑の「上野三碑」は、東アジアにおける文化の受容状況を示すものとしてその世界的な重要性が認められ、平成29年10月にユネスコ「世界の記憶」へ登録された。

上野三碑は、いずれも国の特別史跡に指定されているが、文化財保護法に基づく支援があるのみであり、また、「世界の記憶」を対象とする特段の支援はないのが現状である。

こうした中で、上野三碑の「世界の記憶」への登録は、郷土への誇りと愛着の醸成、交流人口の増加による地域社会の活性化など、地方創生の核としての期待が高まっているところである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 我が国の宝である「世界の記憶」が持つ世界的な価値について、国際シンポジウムの開催等、国内外に向けて強力に発信すること。
- 2 「世界の記憶」の保存管理や活用等について、財政的援助も含めた積極的な支援を行うこと。

(生活文化スポーツ部)

---

## 15 農畜産物等に対する諸外国の輸入規制の早期解除について

〔農林水産省、厚生労働省〕

---

国では、農業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業の展開」の一環として、オールジャパンで輸出に取り組み、平成32年の輸出額目標1兆円を前倒しして達成するため、各種施策を講じている。

本県でも、「群馬県農業農村振興計画」や「第2次群馬県国際戦略」において、「農畜産物等の海外販路拡大」を位置付けて積極的に取り組んでいる。

しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故による本県産農畜産物等に対する諸外国の輸入規制は、今も多くの国や地域で継続されたままであり、海外への販路拡大の障壁となっている。

台湾においては輸入規制を緩和する方針を掲げたこともあったが、現時点において解除の見通しが立たない状況である。

以上のことから、本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、政府間交渉の取組を一層強化すること。

(農政部)



---

## 16 野生鳥獣被害対策の取組強化について

---

〔農林水産省、環境省〕

野生鳥獣による農林業被害は深刻化、広域化しており、本県では「守る」対策として侵入防止柵の整備や耕作放棄地の解消など地域ぐるみでの対策を推進するとともに、「知る対策」として鳥獣被害対策技術研修の充実を図り、地域指導者の育成に取り組んでいる。

また、国の捕獲強化方針を受け、「捕る」対策として、シカ、イノシシの捕獲目標頭数を大幅に増やすとともに、これまで捕獲の行われていなかった鳥獣保護区においてシカの捕獲を開始するなど、捕獲対策の強化を図っているところである。

しかしながら、中山間地域を中心として過疎化、高齢化や捕獲の担い手不足によって、地域ぐるみで効果的な被害防止対策が十分に実施できない状況が生じており、捕獲の担い手の確保・育成や省力的かつ効果的な鳥獣被害防止対策が求められている。

また、被害地域では侵入防止柵の整備要望や捕獲数の増加に伴う捕獲活動経費が大幅に増加してきており、現状では予算不足のため地域での対策に支障をきたしている。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地域関係者が一体となって取り組む捕獲活動の強化、侵入防止柵の整備、人材育成など総合的な被害防止対策を推進するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の本年度追加配布を含め、十分な予算を確保すること。
- 2 鳥獣被害防止対策を省力的かつ効果的に行うため、国が主導して、ICT等を活用した新たな捕獲などの被害防止技術の開発を行い、その新技術の都道府県への普及・推進を図ること。

3 捕獲強化を進めていくため「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の十分な予算を確保するとともに、捕獲の担い手の確保・育成や捕獲技術の向上を図るための施設整備等に対し、支援策を設けること。

(農政部)

(環境森林部)

---

## 17 コンベンション施設の整備推進について

---

〔国土交通省〕

人口減少がますます本格化し、今後も人口構成の大きな変化が見込まれる中、労働力の減少や経済需要の縮小による経済の後退が懸念される。

特に、人口減少の大きな要因として指摘されている若者や女性の東京への流出に歯止めをかけるため、若者等にとって魅力ある雇用の場を創出することが大きな課題となっている。

そのため、県内産業の活性化や交流人口の増加による新たな経済需要の喚起が期待できるコンベンションの誘致やその関連産業の振興を戦略的に進めている。

また、交流の場を設けることで、まちなかの賑わい創出や都市の魅力向上を図り、中心市街地の活性化に取り組んでいるところである。

さらに、切迫する巨大災害に備えるため、大規模災害時に必要となる避難所や救援物資の物流拠点、消防や自衛隊等の集結拠点などの防災機能について検討を進め、安全なまちづくりを推進しているところである。

これらの施策を推し進めるための社会インフラとして、2020年春の開所を目指し、群馬コンベンションセンター及び周辺道路の整備を進めていることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 群馬県で取り組む地方創生に群馬コンベンションセンターが不可欠であるため、社会資本整備総合交付金の重点的な配分をすること。

(産業経済部)

(県土整備部)

---

## 18 ぐんまの未来創生に向けた社会基盤づくりの推進について

〔財務省、総務省、国土交通省〕

---

人口減少と高齢化が進展する中、労働者の減少を上回る生産性の向上と、「人・モノ・情報」を呼び込み、企業立地やコンベンション施設整備などの新たな需要を創出することにより、本県の持続的な経済成長を実現することが求められている。

このためには、「7つの交通軸」の整備・強化によるネットワークの構築を計画的に推進するとともに、人口減少と少子化による利用者の減少により、公共交通が衰退し、自動車を運転できない県民の移動手段がなくなることが懸念されることから、公共交通をはじめとする「自動車以外の移動手段」も選択できる社会の実現に向けて、迅速かつ重点的に取り組む必要がある。

また、本白根山、浅間山などの火山活動等への備えや、平成29年九州北部豪雨など、相次ぐ水害や土砂災害、豪雪など、近年、頻発する自然災害に備えるための、防災・減災対策を重点的に推進し、災害リスクの低減を図り、県民の命と暮らしを守らなければならない。

さらに、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策や耐震化の促進、通学路等の交通安全対策などについても着実に推進する必要がある。

こうした「ぐんまの未来創生」に向けた取組を、新たにスタートした「はばたけ群馬・県土整備プラン 2018-2027」に基づき、計画的かつ重点的に推進することが不可欠であり、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地方創生と国土強靱化に資する社会資本整備、地域の移動手段の確保を計画的かつ着実に進めるため、十分な予算を安定的・持続的に確保すること。
- 2 社会資本整備総合交付金などの既存の交付金制度や地方債について、地域の実情に合わせて効果的に活用できるよう、対象の拡大、要件の緩和等

支援の拡充を図ること。

**【国の支援の拡充】**

- ・「公共施設等適正管理推進事業債」の恒久化、起債充当率及び交付税措置率の更なる引上げ

3 地域における成長基盤の整備や総合的な防災・減災対策等を支援する「道路改築費補助」や「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」などの予算を十分確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分を行うこと。

**【群馬県道路事業・公共交通関連事業】**

- ・ 上<sup>じょうしん</sup>信自動車道（金井<sup>かない</sup>バイパス、川島<sup>かわしま</sup>バイパス、祖母島箱島<sup>うばしまはこしま</sup>バイパス、吾妻西<sup>あがつまにし</sup>バイパス、吾妻東<sup>あがつまひがし</sup>バイパス、吾妻東バイパス2期）
- ・ 西毛<sup>せいもう</sup>広域幹線道路
- ・ 県道植栗伊勢線（上信自動車道植栗・中之条 IC アクセス）
- ・ 県道南新井前橋線（関越自動車道駒寄<sup>こまよせ</sup>スマート IC アクセス）
- ・ 道路防災施設の整備、インフラの老朽化対策と耐震化
- ・ 通学路の交通安全対策、市街地の無電柱化
- ・ 公共交通ネットワークの構築（生活、広域、観光） など

**【群馬県河川・砂防等事業】**

- ・ 水害から生命・財産を守る河川改修や堤防強化
- ・ 災害時要配慮者関連施設等を保全する土砂災害対策施設整備
- ・ インフラの老朽化対策と耐震化 など

**【交流拠点形成事業】**

- ・ コンベンション施設整備

4 「ぐんまの未来創生」に向けて、直轄国道事業や直轄河川・砂防事業などの計画的な整備に必要な予算を十分確保し、着実に推進すること。

### 【直轄道路事業】

- ・一般国道17号上武道路（4車線化）、綾戸バイパス、三国防災
- ・一般国道50号前橋笠懸道路、本町二丁目交差点
- ・上信自動車道（渋川西バイパス） など

### 【直轄河川・砂防事業】

- ・ハッ場ダム
- ・利根川、渡良瀬川、烏川河川改修
- ・草津白根、浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防
- ・譲原地区地すべり対策事業 など

(県土整備部)

(産業経済部)

(総務部)

---

## 19 ハッ場ダム及び上信自動車道の早期完成について

〔国土交通省〕

---

国等が管理する大規模なダムのない吾妻川において、ハッ場ダムを建設し、洪水に対する安全、そして水資源の安定確保を図ることは、群馬県のみならず、下流都県の安全・安心にとっても必要不可欠であり、国土強靱化の取組における主要な施策の一つである。

ハッ場ダム本体建設工事は、平成30年5月末現在、コンクリート打設がダム高の約7割に達し、平成31年度のダム事業完了に向け工事が進んでいる。

一方で、生活再建対策についても、町や国等と連携して、ダム事業完了までに全ての事業を完了させるよう、全力で取り組んでいるところである。

また、上信自動車道の建設は、この地域の生活再建を軌道に乗せるインフラ整備としても重要な役割を担っていると同時に、高速道路のない吾妻地域の観光や産業経済の活性化に資するばかりでなく、高度救命救急を県央地域の大規模病院に依存せざるを得ない当地域にとって、まさに住民の命の綱とも言える極めて重要な道路である。

については、これらの状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 ダム本体工事について、工期末を見据えた事業監理を行うために関係都県と情報を共有するとともに、コスト縮減により総事業費の圧縮や確実な工程管理を行い、一日も早くダムを完成させること。
- 2 生活再建事業についても、地元住民が一日も早く安心して生活できるよう、早期完成を図ること。
- 3 上信自動車道は、ハッ場ダムの生活再建はもとより、吾妻地域において極めて重要な幹線道路であるため、予算の重点的な配分をするとともに、調査区間について早期に整備区間に指定すること。

(県土整備部)

---

## 20 高齢者が運転免許返納後でも安心して外出できる移動手段の確保について

〔国土交通省、内閣官房、内閣府、警察庁〕

---

地方では、自動車に依存した社会構造となっているため、高齢化の進行により、高齢者の免許人口は年々増加し、高齢者が加害者となる事故の割合も増加していることから、「自動車以外の移動手段の確保」など、高齢者が安心して運転免許証を返納できる社会への転換が急務となっている。

しかし現状では、鉄道や路線バスなど公共交通が十分に運行されていない地域も多く、そのような地域で買い物や通院など高齢者の移動手段を持続的に確保するには、住民互助による移動手段や自動運転など「新たな移動手段の確保」が求められている。

また、鉄道や路線バスが運行されている地域でも、人口減少・少子化の進行等で、既存の公共交通網を維持することさえ難しい状態となっている。

地方鉄道（中小私鉄・第三セクター鉄道）では、経営基盤が極めて脆弱となっており、車両をはじめとする鉄道設備の老朽化等に対する対策が喫緊の課題となっている。また、市町村が主体となっている路線バスでは、財政負担が年々増加しており、路線の維持確保が課題となっている。

については、高齢者が運転免許返納後でも安心して外出できる社会の実現に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 公共交通が運行していない地域では、住民互助による移動手段の確保など新たな取組も必要であり、自家用有償運送も含めた地域交通のあり方を根本から再検討する中で、高齢者がストレスなく移動できる制度を構築すること。



- 2 自動運転車（レベル4）による新しい移動サービスが実現可能になるよう、様々な実証実験の結果を踏まえ、自動運転車が満たすべき安全性に関する要件設定や、安全性が確認されている区間での走行が可能となるような関係法令の見直しを行うこと。
- 3 路線バス維持確保に必要な予算を確保し、財政支援の拡充などの適切な支援を講じること。
- 4 地域鉄道事業者の実施する計画的な車両更新等の施設整備や、車両検査・車両修繕等に必要な予算を十分確保し、補助すること。

(県土整備部)

---

## 21 地方財政の充実・強化について

〔財務省、総務省〕

---

アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、日本経済は緩やかに回復しているものの、将来にわたって経済を発展させていくためには人口減少社会への対応が必要であり、引き続き国と地方が連携・協力して、地域経済の活性化など地方創生の推進に取り組む必要がある。

また、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれている一方、本県の基金残高は減少しており、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっている。

については、これらの状況を踏まえ、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 「新しい経済政策パッケージ」を実施する際など、地方財政に関わる国の政策の推進については、地方と十分に協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。
- 2 平成31年度の地方財政計画策定に当たっては、社会保障関係費や地方単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げた上で、地方交付税総額を確保すること。

特に、地方自治体全体として基金が増加していることをもって、地方財源を削減しないこと。

また、普通交付税の算定に用いるトップランナー方式については、財源調整機能、財源保障機能という地方交付税本来の目的を踏まえた上で慎重に運用すること。

- 3 地方が担うべき役割に見合った、地方税の充実・強化を図ること。  
特に、平成31年度税制改正における地方法人課税の新たな偏在是正措置については、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系となるよう検討すること。
- 4 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含む抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、早期に廃止すること。  
また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。
- 5 事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財源措置を講じること。

(総務部)